

# KNC NETWORK NEWS

2014年1月31日 発行

**経営一言:** 英語を公用語にしたことで外国人社員が増え、新たな視点や技術がもたらされた。日本人社員の視野も広がった (楽天会長兼社長 三木谷 浩文氏)

— 所長コメント: 変化はチャンス。今までのやり方、考え方が必ずしも正しいとは限らない。常に世の中は動いている。チャンスを呼び込むためにも、変化にチャレンジすること。—



(有)北野財經システム

北野会計事務所

大阪市淀川区西中島7-1-26

オリエンタル新大阪ビル707号

TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851

<http://www.kngroup.jp>

**気になる記事:** 米国産コメ輸入拡大、主食用数万吨 TPP 歩み寄り — 車安全基準、米は緩和要求撤回 —

環太平洋経済連携協定(TPP)交渉のカギを握る日米協議で、日本が米国産の主食米の輸入を拡大する妥協案を出していることがわかった。関税ゼロで受け入れるコメの輸入枠を広げ、年間数万吨を追加輸入することで調整する。米国が日本に輸入車の安全基準を大幅に緩和させる要求を取り下げたことも判明した。

## 地方公共団体への寄附金(ふるさと納税)制度に係る規定の整備 《税務》

都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)のうち、2,000円を超える部分については、次のとおり所得税・個人住民税から全額が控除される仕組みとなっています。

・所得税については、(寄附金額-2,000円)を所得控除(「寄附金額-2,000円」×所得税率の所得税額が軽減される)

・個人住民税については、(寄附金額-2,000円)×10%を税額控除(基本分)

・基本分に加えて、特例控除額として、(寄附金額-2,000円)×(100%-10%-所得税の限界税率)を税額控除(特例控除額の上限は、個人住民税所得割額の1割を限度)

平成25年度税制改正において、平成27年分以後の所得税の最高税率が40%から45%に引き上げられたことに伴い、平成28年度分以後の寄附金税額控除に係る特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率を、課税所得400万円超の場合は45%とすることとしています。

## 国保料の2年前納で各年控除 《税務》

国税庁はこのほど、2年分の国民年金保険料を前納した場合の社会保険料控除の取扱いを公表した。

国民年金保険料の2年前納は平成26年4月から始まり、2年分の保険料を口座振替でまとめて納めると、納付額が2年間で1万4000円程度の割引になる制度です。

2年前納された国民年金保険料の社会保険料控除は、①納めた年に全額控除する方法と、②各年分の保険料に相当する額を各年において控除する方法を選択できます。どちらの方法を選択した場合でも、年末調整で所得者本人が納めた国民年金保険料について社会保険料控除を受けるためには、日本年金機構が発行した社会保険料控除証明書を経由して、給与等の支払者へ提出または提示することが必要となります。

## 店の外観と意外性 《経営》

店の外観を見てお客が店に入るかどうかの重要ポイントは、店の業種業態を表していること、買物をする目的と合っていること、店に入りやすいこと等があります。店の外観とは、建物の形状、看板のデザイン、店のロゴ、入り口の大きさ、外から見える売場の割合(開放度と言う)等です。

例えば、車を運転中にかなり先にあるコンビニ、ガソリンスタンド、レストラン、本屋等を発見したり、識別したり出来るのは、店の形状や看板、店のロゴ等に特徴があるからです。また、お客が衣料品店を探すような場合でも、外壁の構造や色、看板の格調、入り口の大きさ、開放度等により、自分が入るべき店かどうかを選別しています。主要品揃えは高級品か大衆品か、客層ターゲットはヤングかミセスか等が予想できます。

以上、店の外観の働きを一般論で説明しましたが、近年は店の外観に関して、意識して従来の理論に反する店構えをデザインする事業者が増えています。店舗間の競争戦略として店舗の差別化(他所の同業者と違うと主張)を目指していることです。例えば、安売り型紳士服店等が店の外観(内装も)豪華に作り丁寧な接客サービスを提供して意外性を演出したりします。店の外観作りは、意外性の演出等が差別化された店舗展開に活用できる可能性があります。

## 譲渡した土地の取得費 《税務》

譲渡所得の金額は、土地や建物を売った金額から、それらを取得したときに掛かった費用を差し引いて計算します。売買契約書があれば「取得費」は明らかですが、先祖代々受け継いできた土地の取得時期は昔にさかのぼらなければなりません。売買契約書がないことも多々あります。

このように、先祖伝来の土地建物であるとか、買い入れた時期が相当昔であるために取得費がわからない場合には、取得費の額を売却金額の5%相当額とすることができます。

これは、実際の取得費が売った金額の5%相当額を下回る場合も同様です。

先祖伝来の土地は取得時点の価額がかなり低い金額であることが考えられます。譲渡所得税は冒頭のように計算しますので、取得費が低額だと税額が高くなってしまいます。実際の取得費が売った金額の5%相当額を下回る場合もその5%相当額で計算できることは覚えておきたいところです。